

市民講座「成年後見制度」を開催しました



去る10月17日(水)
釧路市中央図書館において、法の日週間行事として市民講座「成年後見制度」を開催しました。

当日は、22名の方々に御参加いただきました。

まずは、成年後見制度とはどのような手続なのか、イメージをつかんでいただくためにDVD「わかりやすい成年後見制度の手続」を視聴いただきました。



その後、裁判官がパワーポイントを用いて、手続の流れや運用を詳しく説明しました。また、実際に市民後見人を経験されている市民の方に経験談をお話しいただき、最後に、市民後見人を交え、成年後見制度に関して活発な質疑応答が行われました。参加された方からは、「市民

後見人の生の声が聞けてよかった。」、「制度の大まかな枠組や流れを理解できた。」などの意見が寄せられました。

裁判所では、今後も、このような機会を設けてさまざまな企画を行っていきたいと思いますので、是非、御参加ください。

裁判所では、10月1日から7日までの一週間を『法の日週間』と定め、これまでも法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めることを目的として様々な広報活動を行っています